平成２８年（フ）第１７９号
佐賀県小城市芦刈町永田3380番地３
債務者　北島　伸夫
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
佐賀市駅前中央２丁目６番11―303号　シンフォニ駅前中央
債務者　宮崎　敏子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０９号
熊本市東区長嶺南１丁目４番１―６号　松元マンション、前住所熊本市東区長嶺南１丁目４番２号
債務者　石橋　房子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１３号
熊本県宇土市松山町1813番地１　エクセレントシティＩ101号室
債務者　御園生　潤
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１４号
熊本県宇土市松山町1813番地１　エクセレントシティＩ101号室
債務者　御園生いづみ
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２１号
熊本市中央区国府４丁目10番29号
債務者　松田　　愛
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５３号
岩手県北上市上野町１丁目２番30号　アプロード内
債務者　照井　通世
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第４８号
長野県佐久市望月402番地４
債務者　森下　良平
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５３号
兵庫県美方郡香美町村岡区高井256番地の14
債務者　西村　明弘
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第４３３号
神奈川県秦野市上大槻25番地の１　リバーサイドアーク　202号
債務者　高澤　聖子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６１２号
神戸市東灘区岡本１丁目14番９号江南荘303号、従前の住所兵庫県宝塚市宝梅２丁目７番３―202号
債務者　岩井奈央子（旧姓奥野・片山）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１９号
神戸市灘区鶴甲４丁目１番10―507号
債務者　再田恵利子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５７号
兵庫県三田市鈴鹿256番地
債務者　橋本　尚樹
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内84番地１
債務者　神村　義子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１２５号
佐賀県伊万里市大坪町丙1530番地１　ロイヤルヒルズ203、前住所佐賀市大和町大字東山田1794番地１
債務者　福島　隼人
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１２６号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7754番地１　プリンスアパート６号
債務者　井上　道明
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３３９号
神奈川県平塚市立野町41番10―401号　津田マンション
債務者　岩崎喜美子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部